

議題 1

請願等の審査について

- 1 「2025年度使用中学校教科書の採択に係る請願」について
(請願等第1号)

3

2024年6月17日

広島市教育委員会
教育長 松井勝憲 様

2025年度使用中学校教科書の採択に係る請願

~~教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま~~
~~共同代表 石原 顕~~

連絡先(事務局) 岸 直人

2025年度使用中学校教科書採択に係り以下請願する。

この請願は広島市教育委員会事務決裁規則第1条(10)「教科用図書の採択に関すること」に係るものであるから、教育委員会会議規則第15条の2及び3により教育長は教育委員会会議に付議すること。

(請願項目)

1 日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を採択すること

(理由)

学習指導要領道徳の「内容項目」が日本国憲法や条約の理念に違反するものであれば、当然憲法や条約が優先されるのが当然である。

中学校「道徳」の内容項目『我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度』では「優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。」、また内容項目『国際理解、国際貢献』では「世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。」と示している。

しかし、日本以外の民族や国籍の子どもたちに「日本人としての自覚」を強制することはあってはならないし、外国にルーツを持つ子どもを排除する意識を育てる教育もあってはならない。

従って、上記内容項目につき、貴教委は他国や他民族の生徒のアイデンティティを尊重し、基本的人権を尊重する教科書を採択する必要がある。

また、教育基本法には、「愛国心」につながる目標があるが、そこには「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が同時に明記され、偏狭なナショナリズムに陥ることがないように求めている。したがって、偏狭なナショナリズムを煽るような内容に十分留意し、適正な内容の教科書を採択する必要がある。

2 採択審議会会議録での発言者名を記載すること

(理由)

「適正かつ公正な採択の確保」を実現するためには「特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする」必要がある。選定委員名簿及び採択審議会会議録の公開後、特定の教科書発行者との不適正な関係が明らかになったり、不適正な関係に基づく公平中立を疑う発言があったりしてはならない。そのためには情報公開法及び情報公開条例の趣旨に則り、市民に発言者名を公開し、市民がその適正性及び公正性を判断するための情報を公開する必要がある。

教科書採択終了後に採択審議会会議録の発言と発言者名を公開しても、既に教科書採択に係る意思形成終了後であるから採択には影響しない。

委員は次回の採択時には交代する委員もあり、長期間固定されているわけではない。仮

に、継続する委員に教科書会社や政治勢力から不当な圧力があつたならば、教育委員会として法的な措置により、それを排除することができる。

また、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）総務省」「広島県情報公開・個人情報保護審査会 諮問（情）第62号」では既に、「各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。」が基本であることを示している。

採択審議会会議録に発言者名を記載している教育委員会は、

呉市 竹原市 熊野町 大崎上島町 安芸高田市 安芸太田町 北広島町 尾道市の各教育委員会であるが、記載により法的保護を必要とする問題は発生していない。

広島市教委は発言者名の公開により、法的保護を必要とする問題が生じる蓋然性を具体的に説明する責任がある。問題がなければ早急に公開すること。

3 採択審議会での意思形成終了後速やかに「観点・視点・方法」を公開すること

（理由）

各市町情報公開条例では概ね不開示情報として「機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」を挙げている。しかし、貴教委は「採択が終了するまでが意思形成過程であるから、採択結果の発表以前には観点・方法は公表しない」との立場で採択審議会終了後遅滞なく公表することをしていないとしても、その時点での不開示情報にはあらず、貴教委が採択前に「観点・視点・方法」を公開した場合、一連の採択業務の公正かつ能率的な遂行を妨げることにならない。

むしろ、教科書展示会場で教員や市民が教科書を見る際、貴教委がどのような「観点・視点・方法」で教科書採択を進めるのかが分かっているならば、非常に数の多い教科書をただ漠然と眺めるのではなく、深く分析的に焦点を絞って教科書を読むことができるから、「市民の教育行政参加を実現することに資する」ことを推進する情報公開条例第1条（目的）にかなうものと言える。

また、呉市では2015年度中学校歴史・公民教科書採択において、市長若しくは特定の政治勢力が呉市教委に特定教科書を採択させるような働きかけをして、「観点・方法」を特定教科書に有利に改ざんし「調査研究報告書」「選定委員会答申」を特定教科書に有利に評価したりした違法採択をしたとの疑念が未だぬぐい去られず、教科書採択の公正性の信用を失墜した事例がある。

市民の教育への参画を促進し、不当な特定政治勢力の介入を未然に防止するために、情報公開条例に則って選定委員会での意思形成終了後速やかに「観点・視点・方法」を公開する必要がある。

4 教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させることを採択基本方針に明記すること

（理由）

貴教委の調査員は「校長、教員等」で構成されているが、調査員は採択地区の教員の教科書に関するおおよその意見を把握しているわけではない。調査員は選定委員会の示した、観点・方法に沿って教科書の特徴を整理することが主な任務であり、採択地区の多くの教員がどの教科書が使いやすいか、子どもたちに適しているかについて報告することなどは多くの場合求められていない。しかし、それでは貴採択地区の子どもたちに最も適した教科書を採択することができないのではないのか。

採択区の子どもたちに最も適した教科書を採択するためには毎日子どもたちと向き合う学校現場の教員の意見を採択に反映させる必要がある。そのためには教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させる方法を教科書採択基本方針に具体的に明記すること。

(様式例3)

令和 6 年 6 月 17 日

広島市教育委員会 様

【申出者】

氏

名

石原 顕

又は団体等の名称及び代表者

←意見陳述者

岸 直人

住所又は所在地

電 話 番 号

【申出者と意見陳述者が異なる場合記入】

(ふりがな)

意見陳述者の氏名

意見陳述申出書

使用

「2025年度 中学校教科書の採択に係る請願

」につい

て、意見陳述をしたいので申し出ます。

現況及び今後の対応等

請願等番号	請願等第1号の1
受付年月日	令和6年6月17日
請願等件名	2025年度使用中学校教科書の採択に係る請願
請願等項目	日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を採択すること
現況及び今後の対応等	【現況】 本市では、関係法令、教育委員会議で承認された教科用図書採択の基本方針にのっとり、教育委員会の権限と責任において、本市教育を推進する上で最も適切な教科用図書を適正かつ公正に採択することとしています。 【今後の対応】 これまでと同様に、教育委員会の権限と責任において、本市教育を推進する上で最も適切な教科用図書を適正かつ公正に採択する予定です。 【事務局の採決に対する考え方】 教科用図書の採択は、関係法令等にのっとり、公正性、透明性に疑念を生じさせることがないよう適切に行うものであり、特定の団体等の意見によって左右されることがあってはならないため、どのような教科用図書を採択すべきかという請願等について採択・不採択を決定することは、教科用図書採択の趣旨・目的になじまないことから、採択・不採択を決定するべきではないと考えます。
継続審査となった日及びその後の現況等変化 (令和 年 月 日)	

現況及び今後の対応等

請願等番号	請願等第1号の2
受付年月日	令和6年6月17日
請願等件名	2025年度使用中学校教科書の採択に係る請願
請願等項目	選定審議会会議録での発言者名を記載すること
現況及び今後の対応等	【現況】 「選定審議会」に当たる本市教育委員会の「広島市教科用図書採択審議会」の会議録の発言者名については、従前は委員間の率直な意見交換ができなくなるおそれがあること等を理由として記載していませんでした。 こうした中、昨年度、小学校で使用する教科用図書の採択を行った際に、改めて他都市の事例等を調査したところ、採択後に発言者名を記載した会議録を公開したことによって特段の支障が生じていないことが確認できたため、本市においても広島市教科用図書採択審議会の委員に、採択後に発言者名を記載した会議録を公開することについて事前に了承を得た上で就任していただき、採択後に広島市公文書館及び本市のホームページにおいて発言者名を記載した会議録を公開しました。 【今後の対応】 今年度の中学校の教科用図書の採択においても昨年度の小学校の場合と同様に、採択後に発言者名を記載した会議録を公開することの了承を広島市教科用図書採択審議会の委員から事前に得ており、教科用図書の採択終了後に、同審議会の会議録に発言者名を記載し公開する予定です。 【事務局の採決に対する考え方】 今年度の中学校の教科用図書の採択においては、広島市教科用図書採択審議会の会議録に発言者名を記載し公開する予定としているため、採択して差し支えないものと考えます。
継続審査となった日及びその後の現況等変化 (令和 年 月 日)	

現況及び今後の対応等

請願等番号	請願等第1号の3
受付年月日	令和6年6月17日
請願等件名	2025年度使用中学校教科書の採択に係る請願
請願等項目	選定審議会での意思形成終了後速やかに「観点・視点・方法」を公開すること
現況及び今後の対応等	【現況】 請願者のいう「観点」は「教科用図書採択の基本方針」で示している「観点」が、「視点」は広島市教科用図書採択審議会から依頼を受けた調査員が作成する教科用図書の調査・研究報告書に記載された「視点」が、「方法」は「教科用図書の採択の手順」がそれぞれ該当するものと認識しています。 今年度の中学校で使用する教科用図書の採択における「教科用図書採択の基本方針」及び「教科用図書の採択の手順」については本年5月21日に開催された教育委員会議において既に公開しており、「視点」については例年8月に行う教科用図書の採択に係る教育委員会議において公開することとしています。 また、いずれについても、採択後は広島市公文書館及び本市のホームページにおいても公開することとしています。 【今後の対応】 請願者の要望のうち、「観点」及び「方法」については既に公開しているところ、請願者としては「視点」について調査員が設定した際に公開すべきと要望しているものと解しています。 この点、調査員は、教科用図書採択の基本方針で示した観点に基づき教科用図書の調査・研究を行うため、各教科ごとの「視点」の設定等を行っています。これは広島市教科用図書採択審議会としての答申内容を確定していくための意思形成過程の一部であり、同審議会の意思が確定する前の中途段階での公開はすべきでないと考えています。 以上のことから、「視点」については、従前どおり教科用図書の採択に係る教育委員会議において、会議資料の中で公開するとともに、採択終了後に広島市公文書館及び本市のホームページにおいても公開する予定です。

	【事務局の採決に対する考え方】 上記のとおり、「視点」については、広島市教科用図書採択審議会の意思が確定する前の中途段階での公開はすべきでないため、不採択とすべきものと考えます。
継続審査となった日及びその後の現況等変化 (令和 年 月 日)	

現況及び今後の対応等

請願等番号	請願等第1号の4
受付年月日	令和6年6月17日
請願等件名	2025年度使用中学校教科書の採択に係る請願
請願等項目	教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させることを採択基本方針に明記すること
現況及び今後の対応等	【現況】 教科用図書採択の基本方針には教員の意見を教科用図書の採択に反映させることは記載していません。 【今後の対応】 教科用図書の採択は、教育委員会がその権限と責任において、関係法令等にのっとり、公正性、透明性に疑念を生じさせることがないよう適切に行うものであり、また、教科用図書採択の基本方針は、どのような教科用図書を採択すべきかに係る方向性を示すものであることから、請願等項目の内容は同方針に記載すべきものではないと考えています。 なお、広島市教科用図書採択審議会は、校長及び教員、保護者代表並びに学識経験者で構成することとしており、また、全ての中学校や教育センター等で行っている教科用図書の展示会において集まった教員や市民の方の意見を集約し、教科用図書の採択に係る教育委員会議に資料として提出し説明しています。 【事務局の採決に対する考え方】 上記のとおり、請願等項目の内容は教科用図書採択の基本方針に記載すべきものではないと考えているため、不採択とすべきものと考えます。
継続審査となった日及びその後の現況等変化 (令和 年 月 日)	